第百七十条 (略)

2 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

後期高齢者医療検査証

[法第六十一条関係]

写

真

官職又は職名

氏 名

(年月日生)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大 臣、地方厚生 局長、地方厚 生支局長又は 都道府県知事 印 高齢者の医療の確保に関する法律(抄)

(診療録の提示等)

- 第六十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用 療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受け た被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しく は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養 費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又 は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問さ せることができる。
- 3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、 同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準 用する。
- 第百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 (略)
 - 二 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 (略)

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。